

八王子市総合設計許可要綱実施細目

別表 1

区域	用途	用途の内容
中心市街地（JR八王子駅北口及び南口周辺）	商業	商品の売買やサービスなど、商品の提供を行うことを目的とする施設
	業務	主たる管理的な事務を取り扱う事務所、又は法律・会計・設計などの専門的業務サービスを行う事業所
	文化	文化芸術の創造、交流、発信の拠点、又は地域住民の身近な文化芸術活動の場となる施設
	教育	家庭や学校の外で、すべての年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味に興じたり、楽しむ機会を提供することができる施設
	住宅	多様なニーズに応じた住宅
	生活	都市生活や都市活動を快適に行えるよう支援するサービス施設
	福祉	社会福祉のために福祉サービスを提供する施設
	交流	新たな都市文化を育み発信する場となる施設及び人々が集会し、交流する場となる施設。
	芸術	文化芸術の創造、交流、発信の拠点、又は地域住民の身近な文化芸術活動の場となる施設
JR西八王子駅周辺	商業	商品の売買やサービスなど、商品の提供を行うことを目的とする施設
	業務	主たる管理的な事務を取り扱う事務所、又は法律・会計・設計などの専門的業務サービスを行う事業所
	生活	都市生活や都市活動を快適に行えるよう支援するサービス施設
	福祉	社会福祉のために福祉サービスを提供する施設
	居住	多様なニーズに応じた住宅